

会 議 議 事 録

				記録者	生活環境課長補佐	関ヶ原
供覧	部長	次長	課長	課長補佐	主査・係長	グループ員
件 名		令和6年度第3回龍ヶ崎市環境審議会				
日 時		令和6年11月18日（月） 午前10時00分から午前11時40分まで				
場 所		龍ヶ崎市役所5階全員協議会室				
出席者		【委 員】松本 宏会長・寺田寿夫副会長・牧誠也委員・亀崎和輝委員・佐藤昌一委員・披田信一郎委員・長谷川幸典委員・津田尚彦委員・岡林正信委員・朝日出貴子委員・小鷲英一委員 【事務局】落合都市整備部長 生活環境課：廣田課長・関ヶ原課長補佐・富塚課長補佐・古手課長補佐・今西課長補佐・大野副主幹・山本副主幹				
傍 聴 人		無し				
内 容		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 （1）令和6年版龍ヶ崎市環境白書（素案）について （2）その他 4 閉 会				
＜ 議 事 ＞						
司会 （関ヶ原）		皆様、本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第3回龍ヶ崎市環境審議会を開会いたします。 開会に当たりまして、松本会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。				
松本会長		皆様、おはようございます。 本日は御多用の中、御出席いただきありがとうございます。 本年は既に環境基本計画の見直しで、皆様に何度かお集まりをいただいていますけれども、本日から、本年度の環境白書の審議ということになります。 令和6年度の環境白書の素案については、既に事務局から皆様に送付されておりますので、目をお通しいただいたことと存じます。 また数名の委員の皆様からは、お気付きの点等について、御意見をいただいております。本日は、それを含めた検討ということになります。 どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。				
司会 （関ヶ原）		ありがとうございます。 議事に入ります前に、事務局から報告がございます。 前回までの審議会において御審議いただいた、第2次環境基本計画につきましては、おかげをもちまして、当審議会からの答申をいただき、一部見直しを決定することができました。 前回の審議会においていただいた御意見を踏まえ、答申書案、計画書案、パブリックコメントに提出された意見に対する市の考え方の案を修正し、決定及び公表をしたところです。 本日、委員の皆様の方机の上に確定版の資料を置かせていただきましたので、後ほど				

	御確認をいただければと思います。 引き続き、本計画の進行管理につきまして、委員の皆様の御協力をいただきますようお願いいたします。 続きまして、会議中のマイクの使用について御案内いたします。 本日の会議もマイクを使用しますので、発言をされる際は、マイク下側のボタンを押していただいて、赤いランプが点灯してからお話しください。 また、発言が終了しましたら、再度ボタンを押して切断をお願いいたします。 切断しないと、次の方が使用できませんので、よろしくお願いいたします。 それでは、議事に移りたいと思います。 ここからの議事の進行につきましては、議長である松本会長にお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。
松本会長	はい、分かりました。 それでは始めさせていただきますが、今、事務局からお話がありましたように、第2次環境基本計画の見直しについては、皆様の御協力を得て、無事決定するという事になりました。私からも御礼を申し上げます。 資料を後で見えていただいて、概要版もできておりますし、市民のアンケートの結果なども付いておりまして、それを見ると、いろいろまだ考えさせられるところがございます。 そして、皆様には引き続き、私からも御協力をお願いいたします。 それでははじめに、委員の出席数の確認をさせていただきます。委員総数は15名、出席者が11名、欠席者が4名でございます。 出席委員数が過半数を満たしておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。 なお、長谷川委員が所用のため途中退席ということをお伺っておりますが、成立の人数には支障ありませんので、改めて報告いたします。 次に、会議録の作成及び公開の方法についてでございます。 会議録の作成に当たりましては、発言内容の他、発言者の氏名についても明記するものとさせていただきます。 また、作成した会議録につきましては、一度委員の皆様にお送りしまして、内容の御確認をいただいた後、会議録署名人の委員の署名をもって公開ということになります。 それでは、会議録署名人の選任を行いたいと思います。これは、私の方から指名させていただきます。 今回は披田信一郎委員と寺田寿夫委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 次に、審議中、各委員が発言する場合には、挙手をお願いいたします。 指名させていただいた後に、御発言をお願いいたします。 それでは、会議次第に従いまして、議事を進行してまいります。 本日の議事は1点ですけれども、「令和6年版龍ヶ崎市環境白書（素案）について」となっております。 この環境白書は、龍ヶ崎市環境基本条例第11条において、「市長は、毎年、環境の状況、良好な環境の保全等及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。」と規定されており、当審議会において、委員の皆様にご審議いただいているところでございます。 この件について、事務局から説明をお願いしたいと思いますが、環境白書の内容が非常に多岐にわたっておりまして、かなりのボリュームがございます。 委員の皆様には、環境白書の素案が事前配布されておりますので、先ほども申し述べましたように、御一読されていることと思えます。 従いまして、今年度における主な変更点、それから、事前に御意見をいただいていたこと、それから御質問等に対する回答を中心に事務局から説明をもらった上で、内容の検討をしてまいりたいと思います。

	それでは、事務局の大野さんから、修正点を中心に御説明をいただきたいと思います。お願いいたします。
事務局 (大野)	はい。それでは、議事の1、令和6年版龍ヶ崎市環境白書（素案）について、御説明させていただければと思います。 まず、資料の確認から行いたいと思います。資料としましては、事前に郵送しております環境白書（素案）と、A4横になっております令和6年版龍ヶ崎市環境白書（素案）の主な修正・加筆一覧と、別紙と書かれている、こちらもA4横の資料になります。 こちらを事前にお配りさせていただいておりまして、委員の皆様から事前に意見を頂戴しておりますので、本日配布した資料としまして、こちらもA4横の令和6年版龍ヶ崎市環境白書事前意見及び回答一覧、各章ごとに分けさせていただいておりますけれども、資料をお配りさせていただいております。 本日の説明につきましては、素案を御覧いただきながら、修正一覧若しくは、こちらの事前意見及び回答一覧を基にして御説明をしていきたいと思います。 また、量がかなり多くなっているもので、説明が必要と思われるものを抜粋して説明させていただきますので、その点を御了承願えればと思います。 それでは、早速説明に入らせていただきます。 第1章からとなります。修正一覧はナンバー1、白書上は4ページ、別紙に関しては1を御覧いただければと思います。 環境基本計画に関連する主な法律・条例等ということで、法律の一覧が載っているページとなっております。 こちらの修正内容としましては、まず、法律名の略称の有無についてなんですけれども、略称が付いているものと、付いていないものがまちまちとなっておりますので、略称を確認できたものにつきましては、全て記載するということで統一を行っております。 また、一部略称のうち、旧法の略称が記載されているものがございましたので、その点も修正させていただいております。 また、環境に関する法律としまして、循環型社会の中にあるリサイクルの促進、廃棄物等の規制という所の一番下に、食品ロス削減の推進に関する法律、食品ロス削減推進法ということで、新たに付け加えさせていただいております。 こちらが、第1章の修正・加筆の点となります。 続きまして、第2章です。 修正一覧ではナンバー2、別紙では2、環境白書上では8ページとなります。 一番上の大気汚染の防止という所で、1文目、大気汚染防止のため、環境基本法などで環境基準等が定められていますというふうに、今回修正させていただいております。こちらは、もともと大気汚染防止法に記載されておりましたが、環境基準を定めておりますのは、環境基本法になりますので、法律名の修正をさせていただいております。 また、別紙2でお示ししておりますが、その下の大気汚染物質に係る測定結果の一覧という表になりますが、こちらは今まで、浮遊粒子状物質SPMの他に、窒素酸化物を記載しておりましたが、これまで測定結果が未実施となっていたかと思います。 こちらは、市内の測定地点である竜ヶ崎保健所に測定機器が設置されておりますが、そちらで測定している項目としまして、窒素酸化物は平成23年度以降測定をしておりますので、長らく未実施だったかと思うのですが、測定している項目として、光化学オキシダントに置き換えて記載をするという形で修正させていただいております。 続きまして、修正一覧ナンバー5、環境白書上は13ページとなります。 騒音・振動の防止という欄がございます。 こちらも、先ほどの大気汚染の防止の所と同じで、環境基準を定める法律に関して修正させていただいております。元々が茨城県の生活環境の保全等に関する条例と書かれておりましたが、先ほどと同じく、環境基準を定めておりますのは基本法になり

ますので、そちらに修正させていただいております。

第2章の修正に関しては、以上となります。

量が量ですので、併せて第2章の事前意見及び回答について、併せて御説明できればと思います。

お手元に、事前意見及び回答一覧というものを御用意いただければと思います。

こちらの1ページ目には、その意見と回答の一覧を付けさせてもらっていて、2ページ目以降は修正案ということで、各ページに記載させていただいております。

これに関して説明が必要なものを抜粋して、説明していければと思います。

一番目は、環境基準と比較する際の表現等について、御意見を頂戴いたしました。環境白書上のページとしましては、複数のページにわたってしまうんですけれども、2章であれば8ページや10ページになります。8ページを基にして、御説明させていただければと思います。

大気汚染の防止の所で、文章中一番最後ですね、「結果は環境基準未満でした」という文言がございます。

この環境白書上で、環境基準と比較する文言というのが、いろいろな表現で記載されていて、この未満であるとか、大きく下回っているとか、その他、達成・未達成という言葉を用いて比較している箇所がございます。

このようにばらつきがあるので、統一した方がよいのではないかというような御意見でありますとか、大気汚染の防止の所に係る表では、達成については表では丸を付けること、未達成であれば空欄にすることとなっておりますが、その上の文章上では、環境基準未満であるということで、達成・未達成という言葉を用いずに表現、比較をしておりましたので、達成・未達成という言葉を用いた方がいいのではないかという御意見を頂戴しております。

この二つの意見を踏まえまして、環境基準と比較する際の文言につきましては、達成・未達成という言葉を使う形で統一して表記したいと考えております。

続きまして、修正点の2番目ですね。環境白書では、同じく8ページになります。

同じく修正案1に書かせていただいているんですが、放射線対策についてでございます。

放射能対策の2段落目になりますが、平成23年5月時点と平成31年1月時点と比較すると、77%減衰しているという内容がこちらに書かれてございます。

こちら77%と書かれていますが、どの数値を比較して77%なのか。

そこに載せるのも割合ではなくて、数値で示せないかというような御意見でございました。

こちらの数値につきましては、関連ページ26から28と書かれているとおりで、白書の27ページを御覧いただきますと、一番上にですね、空間線量率の推移という表がございます。

こちらの数字を用いて77%という割合を示しているんですが、こちらの表がですね、過去の編集上、23年度分が省かれてしまっておりました。

今回こちらの御意見を踏まえまして、27ページのこちらの表に23年度分も記載する形で数値を確認できるようにした上で、注釈にはなりますけれども、この77%というのが、27ページのこちらの表より算出しておりますということをお示ししているように修正させていただいております。

続きまして、事前意見の3番目になります。環境白書上は、10ページです。

地盤沈下の防止という所にはなりますが、令和5年度中の地盤沈下が過去のものと比較してかなり大きな数字となっておりますが、こちらに関する原因でありますとか、そういったものを何か記載することはできるかという御意見でした。

こちらは、茨城県の方に確認を取っておりまして、県では毎年、調査の方をかけているところではあるんですけれども、あくまでも数値の調査をかけているだけで、特定の要因があるかどうかの調査までは行っていないという回答でした。

地盤沈下の一般的な要因としましては、地震等による地殻変動でありますとか、揚水施設、地下水をくみ上げるような施設が地下水をくみ上げたことによって、地盤沈下が起きるというようなことは考えられるんですけれども、令和5年中に何か特段大

きな地震があったとか、地下水をくみ上げるような施設が建ったとか、そういったことが確認できていないので、特定の要因は不明という形となっております。

続きまして、事前意見の一番下になります。

気候変動の影響の検討ということで、環境白書上は20ページになります。

こちらは、19ページから続いている内容になるんですけども、龍ヶ崎市内の各製造業であったり、その部門ごとの温室効果ガスの排出量の割合を示した表になってございますが、こちらの表に対して、二つ御意見を頂戴しておりまして、まず、R12の目標値の色について凡例に記載がないので、記載すべきというような御意見をいただきました。ありがとうございます。

こちらに関しては、いただいた御意見のとおり、目標値（全体）ということで凡例に加えさせていただきます。

もう一つの意見としまして、この表自体が何を表しているのか、R12が何に対応しているのか、表中の数字というものがどこから来た数値なのか、達成できそうかどうかというところも踏まえて、説明が必要ではないかというような御意見を頂戴しております。

こちらについては、修正案の4ということで、私の方で修正させてもらっているとところなんです、昨年度まで記載されていたグラフ中の26%削減というような吹き出し口を私の方で削除したままになっておりましたので、改めてこちらを記載する形にさせていただきます。

これによって、視覚的に923.9から26%削減されて、683.7になっていることをお示しできるかなと思います。

また、こちらのグラフ自体がタイトルが何も付いていないものになっておりましたので、改めてグラフの上段に、市内の温室効果ガスの排出量の推移及び削減目標ということで、グラフのタイトルを付けさせていただきます、何を表しているかということをお示しできるようにいたしました。

また、その達成状況といったところの説明につきましては、あくまでもこちらに関しては、現在の市の状況をお示ししているものになるので、達成状況の評価などは今回、記載・説明の方は省かせていただく形でできればと考えております。

第2章の説明としては、以上となります。

続きまして、第3章に移らせていただきます。そして、また資料が変わりまして、修正一覧をお手元に御用意していただければと思います。

第3章の説明としまして、修正一覧ナンバー9、白書上は25ページとなります。

(3)の微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策ということで、こちらの文章中、茨城県微小粒子状物質PM_{2.5}に係る注意喚起実施要領に基づきということで、実施要領の内容を書かせていただいておりますが、改正後の内容が書かれておりませんでしたので、改正後の内容に改めさせていただきます。

それに合わせて注釈の文につきましても、現在の実施要領について説明するものに変更させていただきます。

続きまして、修正一覧ナンバー11、12、13になります。

食品等の放射能検査についての文言となっております。

こちら修正の11、12、13ということをお示したんですが、修正一覧の10と11が同じ箇所を指していて、別の修正をかけているような文言になってしまっておりまして、申し訳ございません。

No.11では、食品等の放射能検査を削除しましたというような文言になっているんですけども、正しくは、こちらの文章自体すべて削除しております。

削除した理由としましては、その後の（1）から（5）にかけて説明している内容を事前に書いているものだったので、不要としまして削除しております。

改めて、食品関係の28ページになるんですけども、28ページの（4）放射能測定検査、①②ということで、給食食材の検査と農作物関係の食品等の検査ということで、どちらも令和4年度で食品等の放射能検査自体が終了しているので、その旨の表記となっております。

また、②の食品等の検査につきまして、新たに茨城県で行っております特用林産

物、きのご類であったりですとか、山菜類に関しましては、県の方で検査を行っておりますので、その旨を記載させていただいております。

続きまして、修正一覧ナンバー14、環境白書上は、29ページとなります。

水質関係に関して記載している箇所になるんですけども、こちらの(2)規制等ということで、別紙3で記載させていただいているんですけども、水質汚濁防止法でありますとか、県の各条例に基づいて特定の施設を設置する際には、届出をするようにということになっておりまして、特定施設を有する事業所数の推移という表になります。

こちらについて、茨城県の方に確認をしたところ、事業所数の把握につきまして、市と県で差があることが確認されたので、その旨を訂正しているものとなっております。

こちらにつきましては、過去の確認方法としまして、事業所数の総数ではなくて、昨年度ベースから何件届出があって、何件事業所数が増えて減ってというところのみを確認していたことにより、数値として総数の方で開きが出てしまったものでありますので、こちらにつきましては、茨城県に確認をしまして、改めて正しい事業所数というものを掲載する形で修正をさせていただきました。

続きまして、修正一覧ナンバー18になります。白書上は、37ページです。

37ページの一番上の(3)ごみ減量化及び食品ロスの啓発ということで、従来は「ごみ減量キャンペーン」の開催等という題目で記載しておりましたが、こちらのごみ減量キャンペーン自体の開催を見送り続けているところになりますので、あくまでもごみ減量化・食品ロスの啓発ということで、その実績を記載するように変更してございます。

続きまして、修正一覧ナンバー19、環境白書は38ページになります。

一番上の②廃食用油等の回収ということで、従来は、小中学校のリサイクル意識醸成のため、学校給食牛乳パックの資源化を図っていますという文言がございましたが、コロナ禍以降、各小中学校で資源化を行っていないということで確認が取れましたので、その文を削除しているものとなります。

続きまして、修正一覧ナンバー20、環境白書は40ページです。

(2)で、ごみ処理基本計画について記載している箇所となります。ごみ処理基本計画につきましては、令和5年度に令和6年度から令和20年度までの15年間を計画期間とする、新たなごみ処理基本計画というものを策定しておりますので、そちらを記載したものと、それ以降の①、②、③の表につきましても、新たなごみ処理基本計画に基づいた表に変更させていただいております。

続きまして修正一覧ナンバー21、環境白書では44ページになります。

一番上ですね、騒音・振動の防止ということで(1)、(2)に書かせていただいておりますが、従来のものでは、この交通騒音・振動測定調査というものと、環境騒音測定調査というものを同じ項目で説明しているものでしたが、調査自体は全く別物になりまして、また、比較する基準を定める法令というのもまた別になりますので、一応こちらの二つは全く別物であることを明確にするためにも、二つに分けさせていただいているものとなっております。

内容として何か変わったという点はございませんので、よろしくお願いします。

続きまして、修正一覧ナンバー22、環境白書上は47ページになります。

(4)環境にやさしい農業の推進ということで、令和5年度から新たに始まったいばらきみどり認定という制度を新たに記載させていただいております。

また、いばらきみどり認定で認定されている件数というものも記載した上で、注釈にも制度の内容について簡単ではございますが、追加しているものとなります。

続きまして、修正一覧ナンバー23、24、環境白書上は51ページになります。

野生動植物等に関して記載しているページとなりますが、ちょっと分かりにくいんですけども、環境白書の8-①(2)傷病野生鳥獣の保護というものですが、こちらではもともと、8-②有害な種への対策の欄に記載がされておりましたが、あくまでも野生鳥獣の保護に関してということになりますので、8-②よりも8-①の方が適していると考えまして、8-①に変えさせていただきました。

また、併せて８－②の新たな項目としまして、有害な種への対応ということで、市で行っておりますイノシシ等の目撃情報の収集でございますとか、ドバト等の被害に対して、捕獲等に関しては市の方で許可を出すというものになっておりますので、その旨を記載させていただいているものとなります。

続きまして、修正一覧ナンバー29、環境白書上は61ページから62ページになります。61ページの一番下になります。

公用車の低公害車・軽自動車への転換ということで、62ページには公用車の区分ごとの管理台数というものを表にまとめさせていただいております。

こちらにつきましても、令和４年度のものも合わせて修正をかけているものになるんですが、公用車の台数について誤りがございましたので、修正させていただいております。

具体的には、軽油車の中の特殊用途車の台数がかなり増えているんですけれども、消防団で用いているポンプ車が全て抜けていたものになりますので、そちらを全て加えたものとさせていただいております。

また、ガソリン車の方でも、特殊用途車という項目が増えていますが、一部は車両の種別に誤りがありましたので、ガソリン車の特殊用途車に限らず他の区分の公用車につきましても確認した上で、修正させていただいております。

続きまして、修正一覧ナンバー31、環境白書上では69ページから70ページになります。

気候変動に関して記載しているページになりますが、（２）台風接近及び集中豪雨等への対応ということで、従来のものと、台風や集中豪雨への対応という項目が二つに分けられておりまして、一つが、防災安全課の方で主に対応します台風が来たときの対応になります。

避難所設置でありますとか、本部の設営という項目と、下水道課が主に担当しております、集中豪雨等が来る前の対策、雨水幹線の管理に関しての項目というものがそれぞれ載っておりましたが、どちらも台風及び集中豪雨等への対応に関する内容になりますので、そちらは二つ合わせたものということで変更させていただいております。

また、今回、台風に関しましては、昨年度の６月の頭にありました大規模な台風第２号のものもありましたので、そちらを記載させていただいております。

続きまして、修正一覧ナンバー32、白書上では70ページになります。

熱中症患者の緊急搬送者数になっておりますが、別紙４の方を見ていただくと、右側の気象データの所で、令和４年度の７月、８月の最高気温が誤っておりましたので、その点を修正させていただいております。

続いて、修正一覧ナンバー34、環境白書上は74ページから76ページなんですが、環境白書素案上は書かれていないんですけれども、従来のものになると、こちらの環境学習に関する所に、禁煙・分煙に係る項目というものを設けておりましたが、禁煙・分煙というものは、あくまでも健康に関する施策になりますので、環境学習には適さないものになるので、そちらの項目自体を全て削除する形に変更させていただいております。

以上が第３章の修正・加筆一覧になります。

次に、また資料を変えていただいて、事前意見及び回答一覧の第３章と書かれているものをお手元に御用意いただければと思います。

こちらの主だったものは、表記の誤り等を御指摘いただくものでしたが、一部御意見をいただいている所がありますので、そちらの方の説明をしたいと思います。

第３章の事前意見及び回答一覧の上から２番目になります。環境白書上は、28ページです。

給食食材の検査についての説明になりますが、今回、食品の放射能検査を終了したことについて、「今後も基準値を超える可能性が低い」と書かれておりますが、検査の数値が減少傾向にあるからではないかという御指摘を頂戴しました。

こちらについて、実際に検査を行ってございました給食センターの確認を取りましたところ、検査開始当時から検査結果のほとんどが不検出であったということでしたの

で、記録のデータ上、減少傾向にあったという確認を取れていないというところになり、あくまでも不検出になるので、不検出である数値の中で減少傾向にあったかもしれませんが、それも確認が取れておりませんので、特段減少傾向にあったとは言えないということで、特段その旨を説明文に入れられないという方向で考えております。

続きまして、一覧の一番下、41ページのごみ処理基本計画について、意見を頂戴しております。

41ページのごみ処理基本計画の中の②、総資源化率の数値において、現状の数値と目標値の数値でかなり差があるというところと、停滞しているというようなところで、何か抜本的な対策が必要なのではないかという御意見を頂戴しております。

こちらの総資源化率の表上の数値なんですけれども、目標値については、溶融スラグを含んだ総資源化率というものを32%という目標値にしておりますが、令和5年度の実績の中にその溶融スラグの資源化率まで含めていなかったというところになります。

溶融スラグを計上すると、おおよそ6%から7%ほど上方修正されるものとなりますので、おおよそ20%前後の民間事業者分を含めたものになれば、24%ほどになるのではないかという見込みとなっております。

これでもまだ数値に開きがあるようになっておりますけれども、今後の対策案としましては、現在、燃やすごみとして処理しているプラスチック製品の分別でありますとか、リサイクルの実施といったものを行う形で目標値に近づけるように努めていくところでございます。

また、こちらの実績値に溶融スラグが含まれていないところになるので、そこらは、修正する方向で検討をしていきたいと考えております。

続きまして、次のページの一覧の一番上の67ページから68ページのコラムについて、掲載内容が決まっているかどうかという御意見でございました。

67、68ページのコラムということで、前回の環境審議会で松本会長より御提案いただいております、市内企業の温室効果ガスの削減に向けた取組ということで、市内企業2社、株式会社イセデリカさんと、株式会社諸岡さんに原稿の依頼をしまして、受領し、現在編集中心になっておりまして、今回の審議会に間に合いませんでしたので、次回の審議会で御提示できるものと考えております。

79ページのコラムにつきましても、昨年度は、龍ヶ崎市民環境会議自然環境部会のカブトムシに関する活動を載せておりましたが、今年につきましては、同じく自然環境部会の方で行っております「龍ヶ崎自然10選」ということで、龍ヶ崎の自然10か所を抽出する活動も行っているというので、そこらをテーマとして記載をしたいと考えております。

こちら先日も、自然環境部会の方から原稿を頂戴しておりますので、編集した上で次回の環境審議会でお示ししたいと考えております。

第3章の方は、以上となります。

修正一覧に戻っていただいて、資料編になります。

資料編としては、修正箇所は1か所になります。

142ページ、地盤沈下に関するページとなっております。

第6節地盤沈下ということで、こちらの経年変化と書かれているグラフについてですが、別紙6でもお示ししておりますが、昨年度までこちらのグラフで表記していた地盤沈下の数値が、180ミリ前後の数値が書かれておりましたが、今回の修正で822から848の数値に変更しております。こちらにも県に確認したところ、この800台の数値をいただいております、昨年度までは180台の数値が書かれておりましたが、龍ヶ崎市の環境白書で地盤沈下の数値を載せ始めたのが平成23年度からとなっております。

昨年度までの180台の数値というのが平成23年度を基準年、つまり0として地盤沈下の数値を表していた結果、180ミリになりますというような表記となっておりますが、茨城県で行っている地盤沈下の調査自体は、昭和54年から行っております。

茨城県が把握している数値としては、現時点で848.2ミリということになりまして、こちらは、茨城県の調査に基づいて表記した方がよいと考えましたので、今回、848.2ミリということで、過去のものも含めて修正させていただいているものとなります。

	資料編の修正点としては、以上となります。 また、資料編について1件、御意見を頂戴しております。 環境白書の143ページから152ページにかけまして、SDGsに関する説明を載せさせていただいておりますが、目標1の貧困をなくそうであるとか、目標2の飢餓をゼロにであるとか、そういった各目標の横に対応するSDGsのアイコンを付けてはどうかという御提案をいただきました。 今回、そちらに基づいて、抜粋して143、144ページしか資料上は載せておりませんが、それぞれアイコンの方を表記する形に変更させていただいております。 以上で、環境白書（素案）の修正点と事前意見及び回答に関する説明となります。ありがとうございました。
松本会長	大野さん、ありがとうございます。 ただ今、修正一覧を中心に詳細に説明がありました。 皆様のお手元の素案は修正前のものになってございますので、皆様からこの素案に対して、いろいろな御意見をいただいた結果、今の別紙等にあるような修正を行ったということになります。 ちょっと量が多くて、分かりにくい部分もあったかもしれませんが、全体を通して詳細に見ていただいたのと、それから、皆様の意見を入れていただいたということになっております。 これから順次意見を聴いてまいりますけれども、素案と修正案の部分も含めて、御意見をいただきたいと思います。 それでは、中身の検討に入ります。 ここでは、ちょっとボリュームが多いので、章ごとということで意見を伺っていきたいと思います。 まず、対象としますのが第1章と第2章の部分といたします。 第1章の市の条例・計画及び概況の部分では、関係する法律、条例の追加や修正、気候、それから人口に関する追記がされています。 また、第2章の環境の状況では、令和5年度データの追加等がされております。 この第1章から第2章までの部分、修正点も含めてお気付きの点等がありましたら、御意見を願いたいします。 挙手をいただければと思います。 披田委員どうぞ。
披田委員	はい。今回、事前に読んでの質問をさぼってしまってすみません。既にいろいろ出されていたので、今、いろいろ気付きもあります。 まず1点目は、10ページ目の地盤沈下に関しての部分です。これは、内容的には142ページの方で具体的な数値の説明もありました。 特に、その142ページの数値の違いというか、当然基準年から85センチ、昭和54年から下っていると。ここの部分が全国的にも名立るとまで言っているのかな。少なくとも東日本で名立たる地盤沈下地域だというのは、一応承知はしていたところなんですけれども。 指摘というよりは、龍ヶ崎の場合、昨年の6月3日の雨でもって、牛久沼越水被害があったと。 被害そのものは、無視できることにはならないんですけれども、結果的にそれほどではなくて、取手側の方が大変だったんですが、昭和13年の水害の再来みたいなことも含めて、その災害そのものはともかく、一応県の発表で言えば、牛久沼の堤自体が地盤沈下、それも不均等というか、それが原因だということもあったわけで、言いたいのは、龍ヶ崎市としてこの環境の問題、この地盤沈下について、そもそも行政的な調査、そして、取り組む項目としてあるのか。 これ以外にも、例えば、ダイオキシンなんかもそうですけれども、県が広域的に調査するということで入れているものがあって、この地盤沈下についても、市としての単独の測定は何もしてないわけですね。 そういうものについては、ある種の異常値というか、県の方も特段の原因究明はし

	てないという御報告があって、確かにそれはそれで記載するということかもしれないんだけど、特にこの地盤沈下、昨年の水害の原因なんかも含めて、今までもずっとあってこの142ページの数値は、結構大変な話で、龍ヶ崎における地盤沈下があるというね。 全市ではないけれども、この部分に関してですけれども、どういう理解をしているのかということをもっと伺いたいです。その上で、環境白書としての記載がやりようがないということなのかもしれませんけれども、何らかのコメントというか、ある意味で県マターの測定に任せていて、あまり関心がなかったと批判的に言うわけじゃないんですけれども、実態はそういうことのような気もするんですけど。 その辺のことも含めてこの問題を、142ページの数値の取り方のミスもあってというままでは、ちょっとまずいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
落合部長	御意見ありがとうございます 実は私もこれを見たときに、4年度から5年度での数値の開きを心配しておりまして、昨年度の披田委員がおっしゃっているような牛久沼の集中豪雨があって、その後、堤防の被害等々がありまして、茨城県の方では、第三者委員会を設置して再発防止の検討を始めたということがありました。 その上で、ちょっと確認させていただきたいんですが、恐らくこれまでは、前年度からの比較の数値だけだったんですが、牛久沼周辺一帯を正確な測定の名称は分かりませんが、航空測量といったもので緻密に測った結果、このような数字になっているのかなというような推測の部分ではあるんですけれども、こちらの方は確認をさせていただければと思います。 恐らくそういったことで、大きな開きが出ているのではないかなというふうな思いではあります。以上です。
松本会長	はい、ありがとうございます。
披田委員	特に、去年のことで測量を改めてしたからということではないと思っています。 これは、定点観測をずっと、少なくとも昭和54年からしていたということは、今、報告がありました。 特にこの、龍ヶ崎版環境白書を作ってもらうようお願いをして作り出して、もう20年ぐらいになるかなと思うんですよね。今回、遡って確かめていないんですが、平成23年以降しか載せていなかったかどうかですが、ちょっと僕自身からなくて、そうおっしゃるんだからそういうことなんでしょうけれども、ただ、それ以前の数値というのは、県の何らかの発表だったかな。数字はあったし、承知もしているんですよ。 ずっと追いかけていたわけじゃないんですけれども、去年のこの17.8ミリというのは、最近が落ち着いているので、相当どんと2センチ下がったというのは、たった5年の経緯ですけれども、今までの中で100ミリ近く1年で下がっていることも、僕が正確じゃないかもしれませんが、だから、トータルとして830何ミリという、約1メートル下がっていると言える話ですよ。 そういう場所なんですよ、ここは。ずっと定点観測を県がしているということで、そんなに県でもたくさんの箇所ではなくて、特異的なのがこの龍ヶ崎の小通幸谷と古河にあったと思うんですけれども。 そういう意味でやっぱり、龍ヶ崎市としてこの地盤沈下、環境の問題の一つとして、どうとらまえて、どうなのかということについてですね。 どうしてもやっぱり、県の測定を写したり、広域的に見るということは他にもいくつかあって、そのことごとくが問題だというわけではないんですけれども、水害があったから気付いたというのでは、余りにその行政なり、環境問題の一つではないかなと思うのでね。 指摘をしているわけで、その上でその辺のことというのを、今回のあれだけで言えば17.8ミリという、この5年だけの推移を見て市民が気付いたり、指摘があるかもしれないけれども、それよりはもうちょっと大きな背景があつてのことについて、どこかしらで何らかの記載が、10ページそのものとしてどう書くかはちょっとあれですけ

	れども。そのように考えるんですが、いかがでしょうか。
松本会長	実は私もこの数値を見たときに気になりまして、ここでの事前意見で、龍ヶ崎市の地盤沈下の数値が大きい、原因に関する事で何か記載できることはあるかというコメントをしたのは、私でございます。 これからこういう数値が出てくるということですので、注意をしなければいけない項目ということで、何かここを調べるような、市としても可能であれば、もう少し地盤沈下のことに留意をするような、測定みたいなことができるといいかなというふうに思っていますけれど、御検討いただければと思っています。 はい。披田委員どうぞ。
披田委員	会長がおっしゃるようなことだと思うんですが、原因の究明とか、どう対策するかというのは、この環境白書とか記述そのものとして、今どうするかではないかもしれませんが、ただ、それでも今10ページのことで言ってますけれども、142ページの所で、今までのものと全然根拠というか、ベースの数字が違ってるわけですよね。 それについてのコメントも、この素案では一言もないわけですよね。 それくらいは最低、入れるのかもしれませんが、その関連で何か欄外の注釈でいいかどうか分からないんだけど、龍ヶ崎市としてこの地盤沈下の経年変化全体について監視も十分なくて、今回改めて見直して、その中での推移ということで。 だから、極端に言うと17.8に下がったというのは、確かめてほしいんですけども、すごいことではないんです。 ここの所落ちてたから、もっと下がったこともあって、トータルで30、40年ぐらい、ずっと下がり続けたから、86センチも下がっているということ。 このことにちらっとでも触れるような記述がどうなのか。 一応、後日、検討してみただけませんか。ちょっとこのままの環境白書を出すと、やっぱり、また改めて質問なり、そして、その上で今後どうするのか。 これについて、対策がというものではないにしても、ちゃんと監視をし、気をかけていくということを環境行政としてもというか、土木行政の方かもしれませんけれども、触れていくことをお願いしたいと思います。以上です。
松本会長	はい、部長どうぞ。
落合部長	令和5年度の－17.8ミリにつきましては再度、原因を分かる範囲で再度調査をさせていただきますと思います。 それから、グラフの欄外の方の注釈につきましても、次回、お示しできるように検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。
松本会長	ありがとうございます。 それでは、その他、ここの部分でございますでしょうか。どうぞ亀崎委員。
亀崎委員	すみません。 他の部分ということだったんですけれども、まず、地盤沈下の所に僕も思うところがありまして、やっぱりこの5年間の結果を見ると、17.8というのがすごく大きな結果に見えてしまうんですけれども、基準年が昭和54年ということですので、そこからのデータがあれば、その17.8があまり大きくないんじゃないかなということが分かるんじゃないかと思いました。 他の項目でちょっと細かいことなんですけれども、修正案4の市内の温室効果ガス排出量の推移及び削減目標について、いろいろ書いていただいているんですけども、2030年度の結果が26%削減されてなければいけないということなんですけれども、図の中ですと、R12、令和12年と書かれ、2030年にどう対応してるか分からないので、R12の横に括弧2030などと書いていただけるとよいかなと思いました。 あと、素案の方のP8で、光化学オキシダントの単位でppmと出てきますが、多分ppmというのは、環境に関わる人なら一般的にすぐ分かるんですけども、ちょっと分かりづらい部分があると思いますので、こちらについては注釈か何かで説明い

	ただけるとよいと思いました。以上です。
松本会長	他にいかがでしょうか。牧委員どうぞ。
牧委員	はい、よろしくお願いいたします。 すごく細かい点なんですけど、素案の11ページの一番下の所を見てほしいんですけど、資源物の排出量の推移というのは、これは多分、次のページの一番上の図に当たるんですけども、これがですね、下の注釈文と一緒に重なっていますので、こちらへ移動させていただきたいのと、この注釈文は、人口の話なので両方に関わってくると思うんですけども、これはどちらに掛かっているのでしょうかというのが1点です。 これはこの図だけに書いていればいいのか、その次の図にも同じように人口の話は付いてきますので、同じようにページを分けるのであれば、同じ注釈でよろしいので、人口の話をもう一度書くのかというのはどうなされますかというのが1点かなと思います。
松本会長	大野さんどうぞ。
事務局 (大野)	御指摘ありがとうございます。 また、この資源物の排出量の推移のタイトル、次のページのタイトルがこちらに来てしまっているところは、修正させていただければと思います。 注釈1の人口に関する説明ということで、11ページ一番上の1、一般ごみの排出量の推移の人口の所に掛かってくる注釈になるかと思うんですけども、一応注釈自体は、この表の人口に掛かってくるところにはなるので、こちらのみの表記でと考えてはいるんですが、一応そういった形で特段改めて別のページとは考えておりません。
牧委員	はい、了解いたしました。
松本会長	はい、その修正をやっていただくということになります。 その他、いかがでしょうか。 それではどうぞ。
披田委員	確認ですけれども、27ページの空間放射線量率の監視のその推移について、77%の減少というものの根拠で、平成23年5月から龍ヶ崎市としては、空間線量率を測定し始めて、その最初と一番新しいものとの差異だという説明でした。 それで、この27ページの表の平成24年4月から5年分だけを出しているということので切ったみたいだけど、せっかくだから、平成23年5月からの表を入れた方がいいんじゃないかと思いますが、ここは作り直すということでしょうか。
事務局 (関ヶ原)	作り直したいと思います。
披田委員	分かりました、それは確認しました。 もう1点、これはもう第3章ですね。すみません。
松本会長	もう3章の話に入ってますね。3章は長いので、いろいろあるかと思いますが、更に細分化しようかと思っていましたけれども、話がいろいろありそうなので3章を対象にということにいたします。 3章で御意見やお気付きの点等をお伺いします。披田委員どうぞ。
披田委員	すみませんでした。3章に入りまして、29ページの河川の水質浄化の規制等に関してなんですが、これも県に確認したところ、その数値の取り方が違っていてということで、大幅に去年までと変わったんですが、龍ヶ崎市の方の数字の入れ方が前年から増えた、減ってはいないのかな。 それだけを見ていったので、その半分ぐらいの113とかが出ていてという御説明はいただいたんですが、何でこんなふうになっていて、要するに、県もホームページその他で発表してる数字だと思うんですけども、やはり気に掛かる。 数字の誤りというのは、計算とか様々な理由があるんですけども、先ほどの地盤

	沈下のことも併せて気になって、改めてこの問題について市側としてどうだったのかというのを、規制をしてるのは市ではないんですかというような聞き方で聞いた場合に、対象をどうとらまえるかの違いということなので伺います。
事務局 (大野)	はい、今御指摘をいただいた部分なんですけれども、そもそも制度としては、この県の生活環境の保全等に関する条例であるとか、霞ヶ浦水質保全条例に基づいて届出が県に対してまずされます。 事業者は、正本・副本を用意して副本を市に対して送付するという形で、市の方でもそれをもって件数の方は把握が可能であろうというところなんですけれども、私もこの数字が大きく開きがあるというのを確認したところで、過去の白書を全部確認させてもらいました。ずっと百二、三十件というところで、数字が載っていたものを確認いたしました。恐らく今までの環境白書では、環境白書上の件数に対して、増減数をただ足し合わせるという更新の仕方を恐らくしていたのだろうということが、推測になるんですけれどもあります。 ですので、あくまでも事業所の総数というところで確認がされていなかったのかと思います。以上です。
披田委員	はい。それは分かったんですが、今の説明で県の条例に基づいて報告を出さなきゃならない。 ただ、実際に立入りとかは、県が主導的にやるのかもしれませんが、市も同行したり、市内の事業所についてというのは、ある意味行政対象として、規制の一部であれ、絡んでいないので、そういう立場からするとこの数字というのは、単に県のものの書き写しを間違えただけというレベルなのか。 関わりがないのかどうか、ちょっと確認したいんですけれども。
事務局 (大野)	はい、すみません。 市が主体として何か関与するところがあるのかどうかというような御質問かと思うんですけれども、今言ったとおり、あくまでもこの水質に関する事業所の届出、ないしその後の取締りといいますか、そういったところに関しては、県が主導になって行うというものになります。 場合によっては市の方でも一緒に立ち会ってということもあるかもしれないんですけれども、あくまでもそれも市が主導というよりは、県が主導ということになります。以上です。
披田委員	分かりました。だから、あくまでも一応、県が主導というのは理解してるつもりなんですよ。立ち会うこともあるかもしれないしというところ、そんなもんなのかなということと、従としてでもやはり県と市が共同して、少なくとも市内にあるこの事業所というのは、市にとって無関係なものではないんじゃないかと思うので。 そういう点からして、この環境白書にその数字をどう入れて、それがミスかどうかという話で今話題にしてるんですけれども、やっぱりそのバックにあるものについて、もう一度そこは、仮に従だとしても考えていただきたいものだなと思います。 とりあえず、以上です。
松本会長	その他、3章のどの部分でも結構です。 お気付きの点と、御意見をお願いします。 小鷲委員どうぞ。
小鷲委員	はい。放射線とか、放射能に関する記述なんですけれども、第2章と第3章、両方絡んでいるんですけれども、まず、第2章の8ページの所、生活環境分野の中で、放射線対策というのが第2パラグラフの所でありますけど、用語がバラバラなので、もうちょっと統一できないかなと思っています。 まず、放射線対策と言っていますが、文章の中では放射線物質という言葉を使ったり、空間放射線量という言葉を使ったり、必要な区別だったらいいんですけれども。 放射線対策、この辺は何か用語がちょっとバラバラで分かりにくいかなと。統一できるところは、統一したいなと。

	放射線、放射性物質、空間放射線量ですね。 例えば、この空間放射線量というのは、第3章では、空間放射線量率というふうに言っているんですね。 なので、あれ、これどっちなんだっけというふうになってしまいました。 第3章の所を見てみると、第3章は26ページの下の方に、空間放射線量率の監視というふうに書いてありますが、いきなり空間放射線量率の監視と言いながら、すぐ下では空間線量率測定というふうに書いてあるので、あれ、これは放射はいらないんだっけというのは、また分からなくなってしまうして、全体を見ると、空間線量率というふうに言っていることが多いので、放射というのはいらないのかなと思いながら読んでいました。 右側の27ページの一番下の所、②多点測定とありますけど、括弧放射線マップというの、これもちっと言葉がいきなり出てきて、放射線マップでこのことが必要なんだけれども、この括弧自体はいらないのかなと思いながら読んでいました。 それから、28ページの所、同じように平均空間線量率とか、放射線関連情報とか出てきますが、もちろん用語として区別すべきところはした方がよいと思うんですけども、統一できるところはした方がよいかなと。 (4)の所ですね。例えば、放射能の測定検査と書いてありますが、中で検査しているのは放射能ではなくて、放射性物質の検出の話をしているので、文章の中では、この(4)のタイトルの所を放射線物質の測定検査という形に直した方がよいかなと思いました。 ②の食品等検査の中の「放射能検査を行い」と書いてある所も、放射能の検査ではなくて、これも放射性物質の検出検査を行っていると思うので、そういった形に直した方がよいと思いました。 その下なんかも一緒ですね。以上です。
松本会長	この辺はですね、放射線と放射能、それから放射線量率というのは、ちょっと誤解をされている部分があって。 僕はずっと放射線センターのセンター長をやってきて、そういう教育もしていましたので、そういうものは、ちゃんと区別しないといけないよという話はしてきたんですけども、放射性物質と言った方がいいのか、放射性物質から出てくるのが放射線、その放射線を出す能力が放射能ということなので、一般には放射能というと、その能力の話なんですね。 出すのが放射性物質で、出てくるのは放射線と、それくらいの理解でどういう言葉が一番いいのか。 それから、空間の中にどれくらいの放射線があって、1時間当たりでどれくらい出ているのか。それから、被ばくのところであれば、どれくらい被ばくする可能性があるというのが線量率というようなことになるので、時間のファクターとかが入っているのかとか、そういうのを含めて用語をとということになります。 直した後で僕、見させてもらいますので。今、小鷲委員からあったように、用語は見るようにします。
事務局 (富塚)	はい。放射性物質検査と空間放射線量率ということに統一して修正したいと思います。ありがとうございました。
松本会長	その他、いかがでしょうか。はい。披田委員どうぞ。
披田委員	今、会長がおっしゃられたことについては、言葉は違っているけれども、間違っていないんだと思うんですけどもね。 ただ、分かりやすくするために、注釈というのかな、それが必要なんだと思うんです。 言葉は使い分けないと駄目なものだから、これは会長にお任せしたいなと思います。 私からの質問の方は、41ページのごみ処理基本計画の中の総資源化率について、相当差異があるということで、総資源化率の中に一旦焼却した後の灰になったものも力

	ウントするようにした。これは急に変わったんでしょうか。 要するに、今までのものでいくと、基本的にはこの 10 数パーセントということで、目標自体も 22%というような数字で出されてきて、今回のごみ処理基本計画の改定のところでしたのかなという、そこを正確に把握していないんですが、ベースが違って話なのか、そもそも新たに加えなければならなかったのかという、そこがまだちょっと落ちない、落ちていない話なんですが、再確認をお願いします。
古手課長補佐	はい。御質問ありがとうございます。 溶融スラグの資源化率計上につきましては、前計画から入っております。 前計画が令和 5 年度の達成目標としまして、22%を計上しております。 今回は、15 年後の令和 20 年度の目標値として 32%ということで、10%ほど資源化率や目標値を高く設定しておりますので、その辺りで、今回のこの環境白書の中で数字を扱っていた段階で、ちょっと差が大きくなってしまっていたというような見え方になってると感じます。
披田委員	はい。今の御説明分かりました。 そうであるとする、今までの環境白書にあったのは、溶融スラグを計上していなかったから低かったんですか。 だから、前提のベースになる、今までは溶融スラグを入れていなかったからで、今回入れるようにしたので、この差異がというふうに、最初の説明を理解したんだけど、そうではないですか。
古手課長補佐	はい。説明が不足して申し訳ありません。 この目標値につきましては、溶融スラグを含んだ量の目標値になっているんですけれども、環境白書の方で扱っている数値につきましては、以前から溶融スラグを含めていない数値での計上となっております。 ですので、令和 4 年度の実績で、今、41 ページを見ておりますけれども、令和 4 年度の実績値 13.5%を、こちらにつきましても、6%から 7%ほど溶融スラグを計上することで上方修正されますので、19%から 20%弱くらいの数字になります。 それをもって、22%を目標に努力してきたというところで解釈いただければと思います。
披田委員	はい。分かりましたが、ということは、ある意味で環境白書を作ってきた過程で、溶融スラグを入れなければいけないのを、落とした数字を今まで出してきたという、単純というか、そういうミスだというのが説明になるということでもいいんですかね。
古手課長補佐	ミスと言われるとそこまでではないんですけれども、溶融スラグにつきましては中間処理後の数量として、一般的な資源物、要するに瓶とか缶なんかとはまたちょっと数値の形状を別にした、塵芥処理組合の方で焼却灰を溶融スラグにするんですけれども、そちらのものについて、最終処分場への覆土材として利用しているということで、その扱いについては、実際に龍ヶ崎市の方で資源化している量というものは、別にして考えていたんだと思います。 ただ、塵芥処理組合の方では、そういったものを最終処分場の覆土材として利用するというので、こちらについても県の方にも確認はしているんですけれども、資源化に資する取組の一つであるということで確認はしておりまして、そちらの数字をもって、ごみ処理基本計画の中では 22%、令和 20 年度については 32%という数字の目標値を設定しております。 ただ、披田委員がおっしゃるように、この環境白書の中で、そういったものの数字について、これまで盛り込んでいなかったということにつきましては、注釈なり、今後修正なりというような対応は必要かと、私個人としては考えます。
披田委員	この総資源化率の定義は、環境省で一律の基準が定まっていないんですか。
古手課長補佐	総資源化率の定義というのは定まっておりますので、その中でこちらの環境白書の方で使っている数字について、どこまでを市の独自の取組として扱っている数字で計

	算しているかというところの書き方や、考え方が違っていたのかなというふうに考えております。
松本会長	お気付きの点等、ありましたらお願いします。 3章の部分の修正点が多いんですけれども、次のときは、更に修正された素案を見ていただくということになりますので、その時点でまたお気付きの点は、次の会議で御指摘いただくことも可能かと思っております。 それでは、3章の次、資料編とか環境用語集の部分でも一部修正がございましたけれども、ここの部分はいかがでしょうか。 はい、牧委員お願いします。
牧委員	はい。これは、私の所に届いた資料だけかもしれませんが、環境用語集が二つ付いていておりますので、印刷用のファイルの方でそれが残っているようでしたら、片方を消しておいてください。
松本会長	ありがとうございます。ページ数は、ちゃんとしているのでね。 それでは全体を通してで結構ですので、御意見、言い残したことがありましたら、お願いいたします。 はい、牧委員どうぞ。
牧委員	先ほど話題に上がりました総資源化率、ここの所でごみの総排出量と書かれているんですけれども、ちょっとこれだけだと分かりにくいので、これは一般廃棄物だけなのか、産業廃棄物も含めたものなのかというのは、一応分かるようにして記述していただければと思います。
松本会長	ありがとうございます。 はい、古手さんどうぞ。
古手課長補佐	はい。ありがとうございます。 対応の方、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。
松本会長	それでは、その他いかがでしょうか。 はい。亀崎委員どうぞ。
亀崎委員	素案の42ページの不法投棄等の防止の所なんですけれども、幾つかあるんですけれども、5-①で不法投棄等の防止から始まって、いきなりたばこの結構細かいところに入ってしまった感じがするので、(3)を上を上げて、順番に説明した方がよいかなと思います。 (3)について、監視体制の整備となっていますけれども、これもちょっと分かりにくいので、不法投棄に対する監視体制の整備などに変えた方がよいかなと思います。 (1)と(2)にあります、歩きたばこ・ポイ捨て等に関してなんですけれども、ここでは、不法投棄についての話なので、ポイ捨ての方が重要なのではないかと思いますので、ポイ捨てで、歩きたばこの方がよいかなと思いました。 さらになんですけれども、(1)の中で令和5年度の過料徴収は2人となっていますが、これは多分2件とか、件数の方がよいかなと思うのと、2人まで減ってきていると、この人が特定されてしまうとかいうところまでいくんじゃないかなと思ったので、できれば、令和5年度の過料徴収というところは、書かなくてもよいのではないかなと思います。以上です。
松本会長	どうぞ。
事務局 (大野)	はい、御指摘ありがとうございます。今の御意見を踏まえて、修正していければと思います。
松本会長	はい。ありがとうございます。 その他いかがでしょうか。 いろいろ、本日御指摘をいただきました。 それから、修正点も非常に多いので、いただいた意見も踏まえて、次の版を事務局

	で作っていただくということになります。 次は素案ではなくて、案ができてくるということになります。 それでは、これで議事（1）の審議を終了したいと思います。 今、いただきました皆様からの御意見や御指摘を踏まえた上で、事務局において、令和6年版龍ヶ崎市環境白書（素案）の修正等を進めていただければと思います。 次は議事の（2）その他でございます。事務局から連絡等があれば、お願いいたします。
事務局 （関ヶ原）	それでは、今後の予定について御連絡をさせていただきます。 ただ今、松本会長からもお話がありましたが、本日、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、事務局において、環境白書の素案の修正作業を進めさせていただきます。 次回の審議会において、その内容について再度御審議をお願いしたいと思います。 会議の日程につきましては、年が明けまして、1月の中旬の開催を予定しております。 具体の日程につきましては、松本会長と調整の上、御案内をさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。事務局からは、以上です。
松本会長	ありがとうございます。 それでは、ただ今の事務局からの説明に関しまして、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。 はい。ありがとうございます。 それでは、本日予定しておりました議事は、これで終了とさせていただきます。 委員の皆様、御協力ありがとうございました。 ここで、私の議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しします。
事務局 （関ヶ原）	はい。松本会長ありがとうございました。 委員の皆様、長時間にわたりまして、慎重なる御審議ありがとうございました。 以上をもちまして、令和6年度第3回龍ヶ崎市環境審議会を閉会いたします。本日は、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。
	令和6年11月18日に行われた会議の内容については、上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 会議録署名人_____ 会議録署名人_____